

山梨県公報

第六百二十八号

令和八年

二月五日

木 曜 日

目 次

告 示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三七

公 告

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………三八

○一般競争入札について……………三九

○家畜商講習会の開催……………四一

○清算人の退任……………四一

○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………四一

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………四二

(四件)

告 示

山梨県告示第二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

急傾斜地崩
壊危険区域

山梨県山梨市万力字観音山及び字獅子岩の区域内の土地のうち、次の一点から四十七点までを順次結んだ線及び一点と四十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十一年山梨県告示第三百六十一号で指定した土地の区域を除く。）

番号

座標

万力寺横

一点

北緯三五度四一分二五秒二七三九
東経一三八度四〇分三二秒〇〇四九

二点

北緯三五度四一分二五秒二七六六
東経一三八度四〇分三二秒七六三一

三点

北緯三五度四一分二五秒五三七四
東経一三八度四〇分三二秒九六七六

四点

北緯三五度四一分二五秒七七九七
東経一三八度四〇分三三秒一九六四

五点

北緯三五度四一分二六秒〇一五八
東経一三八度四〇分三三秒五一五一

六点

北緯三五度四一分二六秒一一一二
東経一三八度四〇分三四秒八三二六

七点

北緯三五度四一分二六秒二六三七
東経一三八度四〇分三五秒〇四九九

八点

北緯三五度四一分二六秒三五一六
東経一三八度四〇分三五秒八三四九

九点

北緯三五度四一分二六秒八八七九
東経一三八度四〇分三六秒四八六〇

十点

北緯三五度四一分二六秒九六八一
東経一三八度四〇分三七秒〇七六三

十一点

北緯三五度四一分二七秒七八七四
東経一三八度四〇分三七秒四九二四

十二点

北緯三五度四一分二八秒四五一一
東経一三八度四〇分三八秒〇〇三二

十三点

北緯三五度四一分二九秒〇四二一
東経一三八度四〇分四〇秒八五八一

十四点

北緯三五度四一分二七秒五〇一〇
東経一三八度四〇分四一秒三四一五

十五点

北緯三五度四一分二七秒五七三四
東経一三八度四〇分四一秒七三一一

十六点

北緯三五度四一分二七秒四六四一
東経一三八度四〇分四一秒七八五〇

十七点

北緯三五度四一分二七秒二二一九
東経一三八度四〇分四一秒一九四〇

十八点	北緯三五度四一分二七秒〇〇〇 東経一三八度四〇分四一秒三一〇三
十九点	北緯三五度四一分二六秒四四四四 東経一三八度四〇分三九秒六九四三
二十点	北緯三五度四一分二六秒三八五七 東経一三八度四〇分三九秒六三三三
二十一点	北緯三五度四一分二六秒三三三二 東経一三八度四〇分三九秒五六六七
二十二点	北緯三五度四一分二五秒六七三一 東経一三八度四〇分三七秒七三二〇
二十三点	北緯三五度四一分二五秒六三九九 東経一三八度四〇分三七秒四〇八九
二十四点	北緯三五度四一分二五秒九六八〇 東経一三八度四〇分三七秒三五八三
二十五点	北緯三五度四一分二五秒八七三五 東経一三八度四〇分三六秒九九四四
二十六点	北緯三五度四一分二五秒八一〇八 東経一三八度四〇分三六秒八七五四
二十七点	北緯三五度四一分二五秒五五二〇 東経一三八度四〇分三六秒三三三三
二十八点	北緯三五度四一分二五秒四三三〇 東経一三八度四〇分三六秒一二四〇
二十九点	北緯三五度四一分二五秒二一四七 東経一三八度四〇分三六秒一六一一
三十点	北緯三五度四一分二五秒二二四七 東経一三八度四〇分三三秒九五九八
三十一點	北緯三五度四一分二五秒〇八四四 東経一三八度四〇分三三秒五七四二
三十二点	北緯三五度四一分二四秒九九二一 東経一三八度四〇分三三秒五〇八四
三十三点	北緯三五度四一分二四秒九三七七 東経一三八度四〇分三三秒二四二八
三十四点	北緯三五度四一分二四秒九一二八 東経一三八度四〇分三四秒九三六六

三十五点	北緯三五度四一分二四秒八四七〇 東経一三八度四〇分三四秒五一九三
三十六点	北緯三五度四一分二四秒九八三五 東経一三八度四〇分三四秒五〇四七
三十七点	北緯三五度四一分二五秒〇八五七 東経一三八度四〇分三四秒二一六四
三十八点	北緯三五度四一分二五秒一七五七 東経一三八度四〇分三四秒二九一二
三十九点	北緯三五度四一分二五秒三一一九 東経一三八度四〇分三四秒〇〇五三
四十点	北緯三五度四一分二五秒二四〇五 東経一三八度四〇分三三秒九五〇七
四十一點	北緯三五度四一分二五秒一七三七 東経一三八度四〇分三三秒七八三一
四十二点	北緯三五度四一分二五秒二六五五 東経一三八度四〇分三三秒五〇二〇
四十三点	北緯三五度四一分二五秒一七一五 東経一三八度四〇分三三秒二四九七
四十四点	北緯三五度四一分二四秒九二四六 東経一三八度四〇分三三秒一〇五〇
四十五点	北緯三五度四一分二四秒七六四八 東経一三八度四〇分三三秒〇三四九
四十六点	北緯三五度四一分二四秒五三四九 東経一三八度四〇分三三秒五四一七
四十七点	北緯三五度四一分二四秒六四七六 東経一三八度四〇分三一秒九三〇五

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市
から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に
供する。

令和八年二月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ国母店 山梨県甲府市国母六丁目一番号 外

二 届出の内容 新設

三 届出の公告日 令和七年九月二十五日

四 意見の概要

1 騒音対策の実施

2 施設出入口の運用

3 交通事故防止対策及び渋滞緩和措置の実施

五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

六 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月五日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年二月五日

山梨県立博物館

副館長 柳 沢 章 司

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

山梨県立博物館総合（常駐・機械併用）警備業務等 一式

2 役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 委託期間 令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日

4 履行場所 山梨県立博物館（山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地の一）

二 事務を担当する所属 山梨県立博物館

三 一般競争入札の参加資格 この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から契約を締結する日までの期間（3、4及び6にあつては、それぞれ当該3、4及び6に定める期間）に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を

行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項の規定に該当せず、かつ、同条第二項の規定による山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

2 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

3 公告の日の六月前の日から契約を締結する日までの期間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

4 公告の日の二年前の日から契約を締結する日までの期間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県物品等入札参加資格に係る再認定取扱要領により入札参加資格の再認定を受けた者であること。

6 公告の日から契約を締結する日までの期間に山梨県請負業務委託契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

7 山梨県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

8 山梨県における物品等の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、許可名簿（認定種目・役務）に記載されている者であること。

9 過去二年間で、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として国または地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人から発注された、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に基づく、延べ床面積八千㎡以上の博物館の常駐警備（定められた時刻に常時警備員を配置し、巡回、立哨、動哨及び座哨により警備業務に当たること）及び機械警備（施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を基地局へ送信し、その受信により警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たること）を併用した警備業務を、二件以上受注した実績があること。

10 単独事業者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和八年三月六日（金）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇六―〇八〇一山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地の一
五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和八年三月十八日までの日（山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号）に定める山梨県立博物館の休館日（以下「休館日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、二に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、2により入札説明書の交付を受けた者には同じものを交付する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和八年三月二日までの日（休館日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、二に掲げる場所において直接

(二) 電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話連絡をした上で、令和八年三月一日正午までに電子メールにて六の8の四に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号、ファックス番号）及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいメールアドレスから送信すること。

3 入札説明会の日時及び場所

(一) 日時 令和八年三月二日（月） 午前十時

(二) 場所 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地の一 山梨県立博物館

4 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和八年三月十八日（水） 午前十一時

(二) 場所 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地の一 山梨県立博物館

6 郵送による入札書の提出先及び期限 郵送による入札を希望する場合、(二)に掲げる場所宛てに令和八年三月十六日午後五時までに到着するように送付すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 最低制限価格の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 本契約は、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算が成立しなかった場合は、当該入札による契約は解除できるものとする。

(三) 詳細は、入札説明書による。

(四) 問合せ先 山梨県立博物館 総務課

電話 〇五五―二六一―二六三一

電子メール kenhaku@pref.yamanashi.jp

※ Summary

- 1 Content and quantity of services: Combined on-site and machine security services 1 set
- 2 Date and time for tender: 11:00AM March 18, 2026
- 3 Bureau in charge: Yamanaishi Prefectural Museum, 1501-1 Narita Misakatyou Fufuki Yamanaishi 406-0801 Japan TEL 055-261-2631

● 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和八年二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開催の日時及び場所

- 1 日時 令和八年三月五日（木）午前八時四十五分から午後五時十五分・同月六日（金）午前九時から午後五時十五分まで

- 2 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四〇三会議室

二 講習の内容及び時間

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間

- 2 家畜の品種及び特徴 四時間

- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

三 受講手続 受講希望者は、講習手数料三千五百二十円に相当する額面の山梨県収入証紙（令和七年十二月までに購入したもの）または現金併用キャッシュレスレジ、やまなしくらしねっとで手数料を納付すること。山梨県収入証紙及び現金併用キャッシュレスレジで納付する場合は、顔写真（受講前六月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・四センチメートル、無帽、正面上半身像のもの）一枚を貼り付けた受講申請書（レジで納付の場合は、納付済証も提出）並びに百四十分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（定形）を提出すること。やまなしくらしねっとで納付する場合は、くらしねっとで申請すること。ただし、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の四第一項の規定による講習の免除を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを併せて提出すること。

四 受講申請書受付期間 令和八年二月十三日（金）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、郵送で提出する場合は、山梨県農政部畜産課畜産振興担当宛てに同月十三日（金）までに到達するように送付すること。

- 五 受講申請書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部畜産課
- 六 その他

- 1 講習会用テキストが必要な者は、申請時に申し込むこと。テキストは、事前に自身で調達または、講習会の当日に、会場にて実費購入すること。
- 2 詳細については、山梨県農政部畜産課（電話〇五五―二二三―一六〇五）に問い合わせること。

● 清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により、解散した石和町東部土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

令和八年二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

清算人氏名	住所	退任年月日
青柳 好秋	笛吹市石和町四日市場九百二十五番地	令和七年十月一日
山下 秀作	笛吹市石和町小石和千六百四十七番地	同
中村 正雄	笛吹市石和町小石和千九百五十八番地二	同
武井 浄	笛吹市石和町四日市場八百二番地五	同
井上 文也	笛吹市石和町下平井七百三十一番地	同
関本 藤一郎	笛吹市石和町中川四百六十七番地	同
石原 俊夫	笛吹市石和町中川七百三十三番地	同

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（武田の里地区 中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六

項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月九日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年三月二十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年八月五日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（釜無川右岸二期地区水利施設等保全高度化事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月九日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年三月二十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年八月五日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（淵地区防災重点農業用ため池緊急整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月九日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年三月二十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年八月五日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（下条・北村地区防災重点農業用ため池緊急整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月九日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年三月二十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年八月五日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（越中久保地区防災重点農業用ため池緊急整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月九日まで

- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年三月二十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年八月五日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番